

第2章 循環型社会の形成

1. 循環型社会の形成をめざした基盤づくり

大量生産、大量消費、大量廃棄の経済社会システムを見直し、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりとも連携して、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくことが今日の重要な課題となっている。

そこで、県の資源や特性を生かした全国に誇れる循環型社会の形成を進めるための基盤となる制度として、「山口県循環型社会形成推進条例」を制定し、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりに向けた取組とも連携を図りながら、県民、事業者、行政等各主体の適切な役割分担と連携・協働の下、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを一層進めていく。

2. 山口県循環型社会形成推進条例

条例では、循環型社会の形成を進める上での基本原則や、県、事業者、県民の責務を明らかにし、循環型社会の形成に関する基本的施策や、循環資源の循環的な利用を促進するための具体的施策並びに産業廃棄物の適正な処理の確保のための措置を規定している。特に事業者に対して、各種の届出を義務付けるなど、産業廃棄物の処理責任を明確にし、県民の安心安全の確保を図っている。

3. 山口県循環型社会形成推進基本計画

山口県循環型社会形成推進条例及び廃棄物処理法に基づき、「自助」「共助」「公助」の視点から、県民、事業者、行政等の各主体が積極的な参加と適切な役割分担のもと、本県における循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。

【第3次計画の概要】

計 画 期 間：平成28～32年度

対 象 廃 棄 物 等：廃棄物、未利用資源

基 本 方 針：県民総参加による3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進、廃棄物の適正処理体制の確保、循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

施 策 の 展 開：一般廃棄物の循環、産業廃棄物の循環、循環型社会を担う人づくり・地域づくり、災害廃棄物の処理

重点プロジェクト：6プロジェクトを設定

4. 廃棄物処理の現状

(1) 一般廃棄物

日常生活に伴って生じるごみ、し尿等の一般廃棄物については、市町が定める処理計画に沿って処理が行われており、その処理状況は次のとおりである。

ア ごみの処理状況

平成26年度のごみの処理状況は、総排出量536千トンのうち395千トンが直接焼却処理、9千トンが直接埋立処理、87千トンが焼却以外の中間処理、31千トンが直接資源化により処理されており、市町による資源化と、集団回収を合わせたリサイクル量は、163千トンである。

平成26年度のごみのリサイクル率は、平成25年度に比べ1.0ポイント増の30.5%となり、全国第1位である。

ごみ処理施設の整備状況は、焼却施設が12施設、固形燃料化施設が1施設設置されている。

最終処分場の整備状況は、平成26年度末で38施設、残存容量の総計は1,147千㎡である。残存容量と最終処分量から推計される県全体としての残余年数は、約35年分となっている。

本県では、産学公の連携により、平成14年度から市町・一部事務組合のごみ焼却施設から排出される焼却灰等のセメント原料化の取組を進めてきたことで、最終処分量は減少している。

図2-1 平成26年度ごみ処理の状況

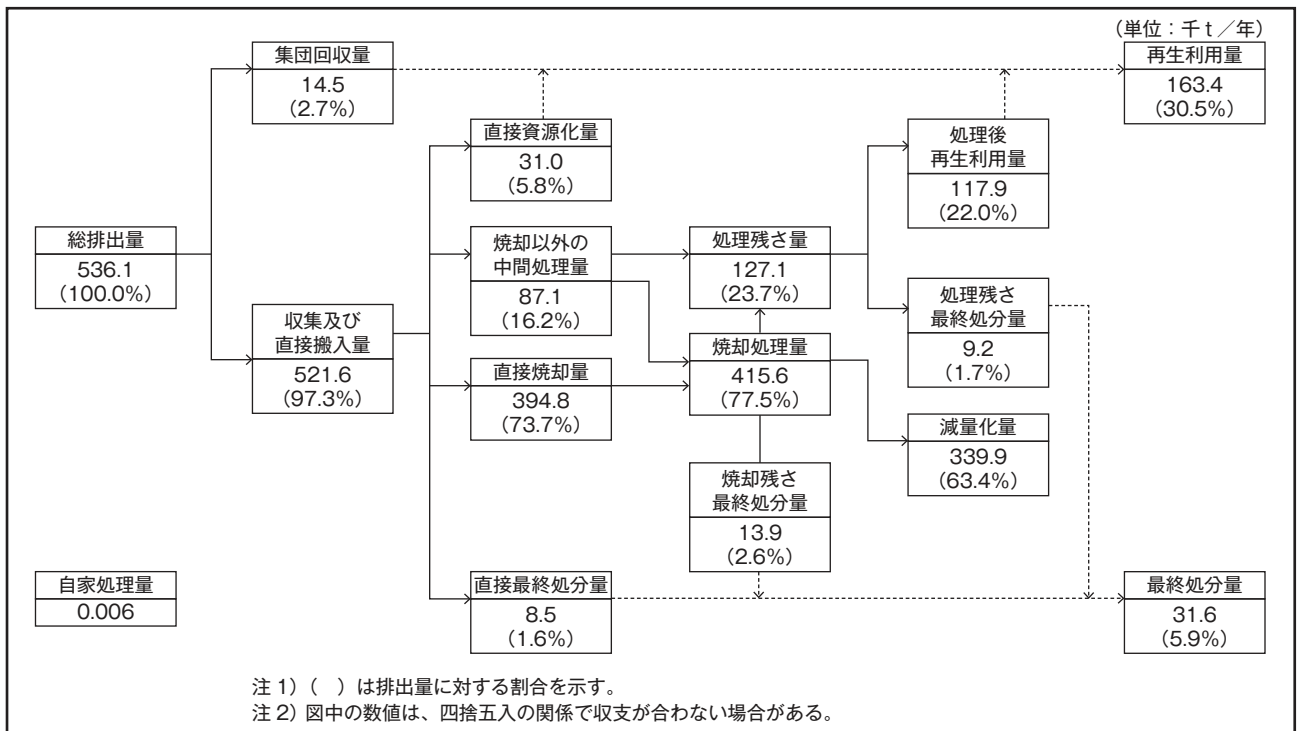


図2-2 ごみ処理の推移

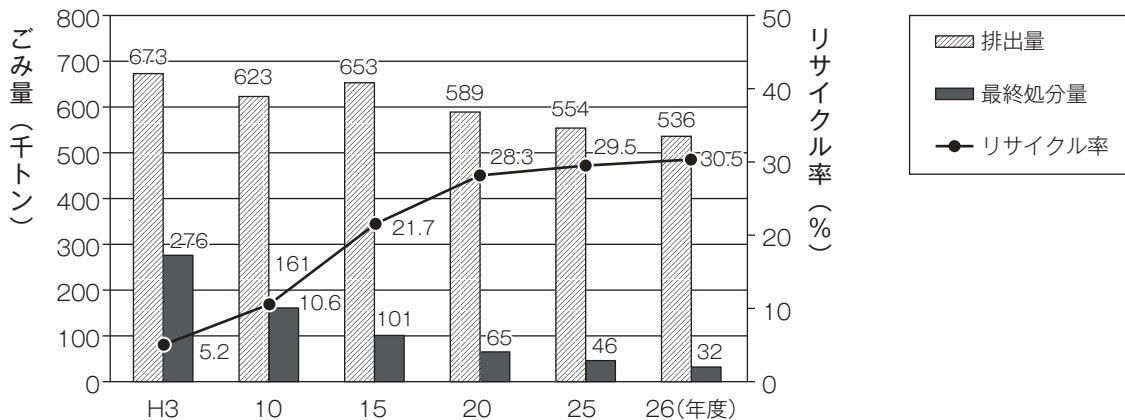


表2-1 ごみ焼却施設等の整備状況

(H28.4月現在)

広域圏名	設置主体名	市町名	処理能力 (t/日)	エネルギー活用
岩 国	岩国市 周陽環境整備組合	岩国【岩国、錦、美川、美和、本郷】 和木、岩国【由宇、玖珂、周東】 周南【熊毛】	195 60	場外給湯 場外給湯
柳 井	周東環境衛生組合 周防大島町	柳井、上関、平生、田布施 周防大島	138 22	
周 南	周南地区衛生施設組合	周南【徳山、新南陽、鹿野】、下松、 光	330	発電、場外給湯
山口・防府	山口市 防府市	山口 防府	220 150	発電、場外給湯 発電
宇部・小野田	宇部市 山陽小野田市 美祢市	宇部 山陽小野田 美祢	198 90 28	発電、場外給湯 (固形燃料化)
下 関	下関市	下関	350	発電、場外給湯
萩・長門	萩・長門清掃 一部事務組合 萩市(見島)	萩、長門、阿武 萩	104 3	発電
計			1,888	

注) 【 】は旧市町村名

イ し尿の処理状況

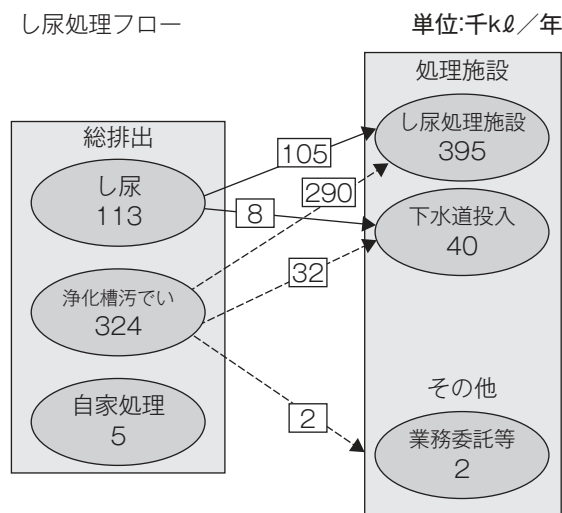
し尿の処理状況は、395千キロリットルがし尿処理施設、40千キロリットルが下水道投入により処理されている。

し尿及び浄化槽汚泥の平成26年度の総排出量は、441千キロリットルであり、下水道等の整備に伴い、減少傾向にある。

また、内訳をみると、し尿収集量及び浄化槽汚泥は減少しているが、自家処理量は横ばい傾向にある。

し尿処理施設の整備状況は、県内の13市町、3組合に、18施設設置されている。

図2-3 平成26年度し尿の処理状況



注)四捨五入により合計が一致しない場合がある。

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物等の発生状況

産業廃棄物排出量等の実態調査結果によると、平成25年度における有償物量を含む産業廃棄物等の発生量は、7,972.4千tである。

種類別発生量は、汚泥が最も多く全体の40.8%を占め、次いでがれき類12.7%、金属くず11.7%、ばいじん11.1%、動物のふん尿4.9%、鉍さい3.5%、ガラス・コンクリート・陶磁器くず2.6%の順となっている。

業種別発生量は、製造業が50.8%と最も多く、次いで電気・水道業24.0%、建設業19.1%、農業等4.9%、サービス業0.5%、鉍業0.3%、運輸業・通信業0.2%、卸売業・小売業0.2%となっている。

地域別発生量は、周南地域が最も多く、全体の25.1%を占め、次いで、下関地域20.9%、宇部・小野田地域20.5%、山口・防府地域16.8%、東部地域（岩国地域、柳井地域）12.4%、長門・萩地域4.3%となっている。

図2-4 種類別発生量

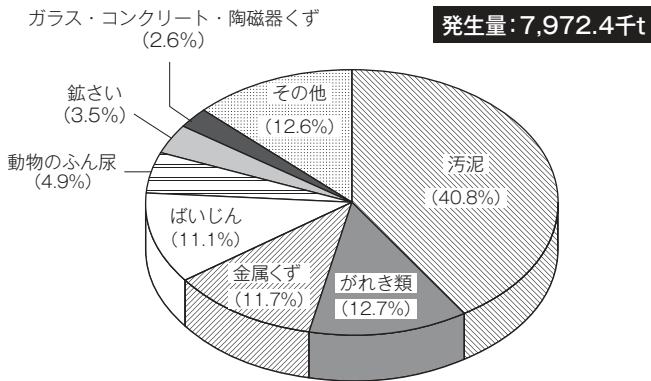
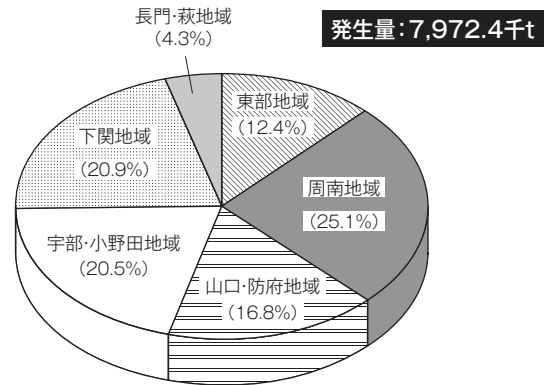


図2-5 地域別発生量

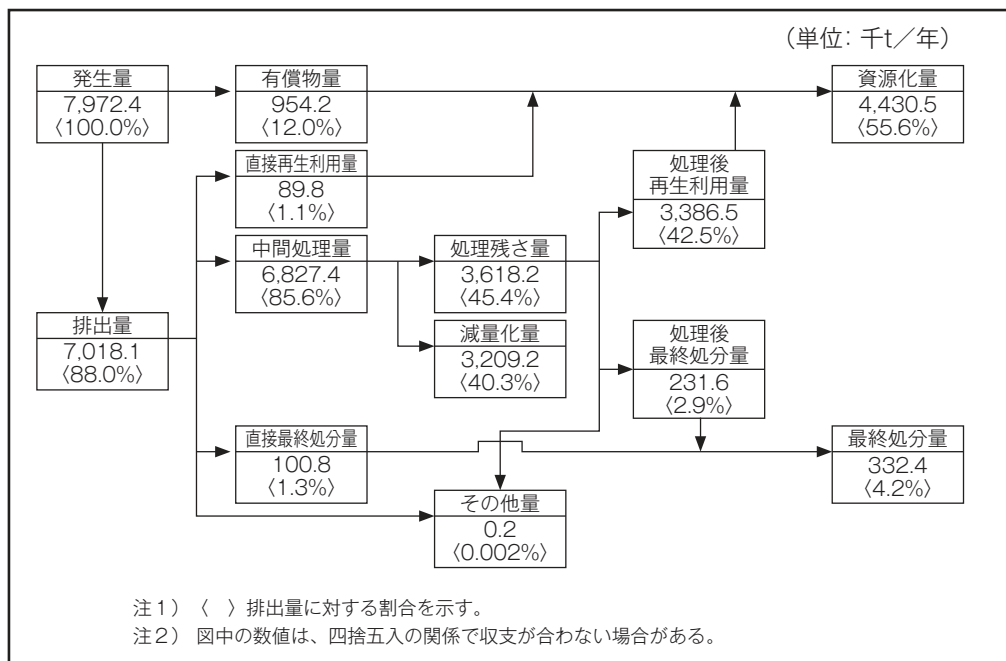


イ 産業廃棄物の処理状況

平成25年度の産業廃棄物の排出から処理に至るまでの流れをみると、発生量から有償物量を除いた排出量7,018.1千tのうち89.8千tが直接再生利用され、残りの6,928.3千tが処理等されている。

発生量の85.6%を占める6,827.4千tが脱水、焼却等の中間処理により、3,618.2千tに減量化されており、この中間処理残さのうち3,386.5千tが再生利用等され、231.6千tが最終処分されている。

図2-6 平成25年度産業廃棄物処理の状況



ウ 産業廃棄物処理業者及び処理施設の状況

産業廃棄物処理業許可業者数及び産業廃棄物処理施設数の推移は、表のとおりである。

表2-2 産業廃棄物処理業者数の年度別推移

(単位：許可業者数) (H28.3月末現在)

年 度		H23	H24	H25	H26	H27	
産業廃棄物処理業	収 集 運 搬 業	3,142	3,091	3,175	3,171	3,188	
	処 分 業	中 間 処 理	192	189	188	180	181
		最 終 処 分	24	24	25	24	24
		中 間 処 理 最 終 処 分	29	27	28	27	27
		計	245	240	241	231	232
特別管理産業廃棄物処理業	収 集 運 搬 業	443	440	464	457	463	
	処 分 業	中 間 処 理	18	16	16	14	13
		中 間 処 理 最 終 処 分	1	1	1	1	1
		計	19	17	17	15	14
再生利用業	再 生 輸 送 業	3	3	1	2	2	
	再 生 活 用 業	21	20	17	17	17	

表2-3 産業廃棄物処理施設(令第7条1~14号)の年度別推移

(H28.3月末現在)

施設の種類	年度別施設数					
	H23	H24	H25	H26	H27	
汚泥の脱水施設	56	56	54	53	52	
汚泥の乾燥施設	5	5	5	4	3	
汚泥の焼却施設	26	26	26	23	23	
廃油の油水分解施設	3	3	3	3	3	
廃油の焼却施設	45	43	44	39	39	
廃酸・廃アルカリの中和施設	6	6	6	3	2	
廃プラスチック類の破碎施設	39	41	44	45	43	
廃プラスチック類の焼却施設	23	22	22	21	21	
木くず又はがれき類の破碎施設	192	193	194	191	188	
有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設	2	2	2	1	0	
汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物分解施設	2	1	1	1	1	
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	2	2	2	2	2	
産業廃棄物の焼却施設	35	30	30	26	26	
産業廃棄物の最終処分場	遮断型	1	1	0	0	0
	安定型	55	53	49	49	48
	管理型	12	12	11	11	11
合 計	504	496	493	472	462	

5.3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

(1) リデュースの推進

ア ごみ減量化県民運動の推進

県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、地球温暖化対策等にも配慮して、家庭や事業者でのごみ減量化に関する県民運動を全県的に展開している。平成28年5月には、県内のプロサッカーチームであるレノファ山口FCとタイアップし、県のおちエコやまぐち“ごみ減量化”キャンペーンのキックオフイベントを実施している。

ア) 容器包装廃棄物の削減

身近で誰でも簡単に取り組むことができ、大きな波及効果を期待できるレジ袋等の容器包装廃棄物の削減について、消費者団体・小売業者・行政の三者が一体となって具体的な取組を推進するため、平成21年3月に「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」を設置し、レジ袋無料配布の中止などの取組を行っており、平成28年3月末で183事業者、1,093店舗が参加している。

なお、平成27年度のレジ袋辞退率は、92.1%であった。（目標92%）

イ) 食品ロス削減の取組

県内で排出される食品廃棄物のうち、約3～4割が食品ロス（食べ残し、規格外食品の廃棄等）と推計され、この排出抑制・減量化を図るため、平成23年2月に、消費者、事業者等からなる「食品ロス削減推進協議会」を設置している。平成23年5月には、「やまぐち食べきり運動～おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう～」を取組スローガンとして、取組を実践する旅館・ホテル、飲食店を「やまぐち食べきり協力店」（平成28年3月現在、旅館、ホテル、飲食店184店舗が登録）として登録する制度を創設するなど、食品ロス削減の実践活動を推進している。

(2) リユースの推進

子ども服や絵本のリユース等、各市町による取組が進められているとともに、県内各地で民間団体等が中心となり、定期的にフリーマーケット等が恒例行事として開催されている。

また、中古品や古着等を扱う店舗も県内各地で事業活動を行っており、県民のリユース品に係る理解も進んできている。

(3) リサイクルの推進

ア 生ごみリサイクルの推進

ほとんど焼却処理されていた食品廃棄物（生ごみ）のリサイクルを促進するため、平成18年度から飼料化や堆肥化による資源循環システム（Food&Greenリサイクル）の構築を図っている。

ア) 飼料化

生ごみの分別・乾燥等による飼料化を行い、エコフィード（家畜飼料）として畜産業（主として豚）に活用する取組の普及・拡大を図っている。

〔取組数〕生ごみ排出事業者70件、エコフィード利用農家40件（平成27年度末現在）

イ) 堆肥化

飲食店等から排出される生ごみを乾燥処理し、木質系廃棄物と混合して製造した堆肥（エコ堆肥）を利用して農産物を生産し、それを生ごみ排出者等が優先利用する循環システムの県内全域への普及・拡大を図っている。

平成19年度以降、小・中学校給食調理施設、食品工場、飲食店等の個別事業所による一次処

理に加え、廃棄物の収集運搬業者による集約的な一次処理などによる循環資源の確保策の導入を進めている。

〔取組数〕生ごみ排出事業者176件、エコ堆肥利用農家330件（平成27年度末現在）

（ウ）段ボールコンポスト

一般家庭から排出される生ごみについては、段ボールを活用したコンポストによる堆肥化を進めるため、市町と連携し、普及促進を図っている。

イ 容器包装リサイクル法の推進

容器包装リサイクル法（平成7年制定）では、私たちの生活から出るごみの容積比で約6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るため、消費者、市町村、事業者の役割を次のように明確にし、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を実施している。

- 消費者：市町村の定める排出基準に従い、容器包装廃棄物を分別排出すること。
- 市町村：分別収集計画を作成し、この計画に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、保管すること。
- 事業者：市町村が保管する容器包装廃棄物を、自ら又は指定法人やリサイクル事業者に委託して、再商品化すること。

容器包装廃棄物の3Rを効果的に推進するとともに、容器包装廃棄物の再商品化の合理化を図るため、(1)発生抑制及び再使用の推進、(2)分別収集・選別保管の在り方、(3)再商品化手法の見直しなど、平成18年6月に法改正が行われ、平成20年4月から全面施行されている。

分別収集促進計画

容器包装リサイクル法に基づき策定する市町等の分別収集計画及び県分別収集促進計画は、3年ごとに見直すこととされており、県では、本年8月に「第8期山口県分別収集促進計画」を策定している。

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別収集開始年度は市町により異なるが、県内の19市町全てが、分別収集計画を策定している。

表2-4 平成27年度分別収集実績等

（単位：t）

廃棄物	計 画 収集量①	前年度末 繰 越 量	分別収集 実 績 ②	収集率 ②/①	再商品化 実 績 ③	再商品化率 ③/②	計 画 市町数	実 施 市町数
無色ガラス	3,231	176	3,775	117%	3,249	86%	19	19
茶色ガラス	3,873	175	4,323	112%	3,702	86%	19	19
その他ガラス	1,315	99	1,945	148%	1,548	80%	19	19
ペットボトル	2,487	130	2,637	106%	2,364	90%	19	19
そ の 他 紙	1,924	76	1,212	63%	1,208	100%	9	5
そ の 他 プラスチック	12,625	122	12,938	102%	11,549	89%	13	13
スチール缶	2,026	56	1,524	75%	1,342	88%	19	19
アルミ缶	1,767	44	1,827	103%	1,630	89%	19	19
紙パック	176	0	138	79%	131	95%	17	10
段ボール	6,582	39	5,917	90%	5,913	100%	19	19
合 計	36,006(B)	916	36,237(C)	101%	32,636	90%	-	-

※参考（容器包装廃棄物の排出量の見込み 90,002（A））
 平成27年度分別見込回収率（B/A） 40.0%
 平成27年度分別実績回収率（C/A） 40.3%

ウ 廃家電等のリサイクル・適正処理の推進

携帯電話やゲーム機などの使用済小型家電のリサイクルを促進することを目的として、平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」や家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づき、消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、排出、回収、リサイクル、適正処理が促進されるよう、市町等と連携し、普及啓発、指導を行っている。

エ やまぐちエコタウンの推進

ごみ焼却灰セメント原料化施設は、県内市町の焼却施設から排出される焼却灰について、有害なダイオキシン類の分解や塩分及び金属類等の除去を行い、普通セメントの原材料として再資源化する施設であり、国内で初めて全県を対象に開発したリサイクルシステムとして実用化している。原料化された処理灰は、県内のセメント工場において、セメント原料である粘土の代替材として活用されている。

オ 資源循環型産業の育成支援

「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）」に示す重点プロジェクトにおいて、事業者の廃棄物の3R等（発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収等）に関する取組について、県は、本県の産業特性も活用しながら技術開発から製品認定・普及までの各段階で、切れ目なく支援し、資源循環型産業の育成を図っている。

コラム

使用済小型家電リサイクルに御協力を!!

使用済小型家電（携帯電話、デジタルカメラなど）は、鉄、銅、金及び「レアメタル」といわれる希少な金属など、様々な有用鉱物が含まれており、ごみとして捨ててしまうと大切な資源やエネルギーが無駄になります。

このため、本年4月からは、山口県内の全市町が使用済小型家電の回収体制を整え、回収を行っていますので、ぜひ御協力をお願いします。

なお、ホームページで全国の自治体の回収場所等をお知らせしています。

小型家電リサイクル ワンストップ

検索

(<http://kogatakaden.jp/>)



6. 適正処理の推進・体制確保

(1) 一般廃棄物の適正処理

ア 適正処理の計画的推進

「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）」において

- ダイオキシン類対策の推進
- 適正な維持管理と情報公開
- 一般廃棄物処理施設の監視指導
- ごみ処理施設への廃棄物発電等の導入
- 廃家電等の適正処理の推進
- 環境美化活動の促進

を施策の体系に位置づけ、一般廃棄物の適正処理の推進を図っている。

イ 広域的なごみ処理の推進

市町では、地域の実状を踏まえ、効率的なごみ処理を行うため、広域的な一般廃棄物処理施設の整備を進めている。

こうした中、市町が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理等が推進されるよう指導を行うとともに、廃棄物処理施設等の計画的な施設整備が促進されるよう技術的援助及び指導を行っている。

表2-5 廃棄物処理施設整備事業

事業主体	施設区分	規模等	事業年数
防府市	リサイクルセンター	23 t/日	H21～25
	熱回収施設	150 t/日	H21～25
	メタン回収施設	51.5 t/日	H21～25
山陽小野田市	熱回収施設	90 t/日	H24～26
萩・長門清掃一部事務組合	熱回収施設	104 t/日	H24～26
下関市	高効率ごみ発電施設	170 t/日	H25～27
周南地区衛生施設組合	廃棄物処理施設の基幹的設備改良	330 t/日	H25～28
山口市	最終処分場	28,000m ³	H26～28
長門市	マテリアルリサイクル推進施設	2.9 t/日	H27～28

ウ 浄化槽の維持管理対策

浄化槽については、知事の指定を受けた（一社）山口県浄化槽協会が浄化槽の水質等に関する検査（法定検査）を実施しており、平成27年度の法定検査実施基数は58,230基、受検率は50.1%となっている。今後とも、法定検査の受検率の向上を図るとともに、設置者に対し、浄化槽の適正な使用と保守点検及び清掃の実施について指導を行う。

エ 海洋ごみの適正処理体制の確保

平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理の推進に関する法律」（「海岸漂着物処理推進法」）が制定・施行されている。

こうした中、県では、海岸漂着物等による環境、漁業、観光等への深刻な影響に鑑み、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」を踏まえながら海岸漂着物処理推進法に基づく「山口県海岸漂着

物対策推進地域計画」を平成23年9月に策定しており、

- 海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進
- 普及啓発や環境教育の推進
- 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

を基本方針に位置づけ、海岸漂着物対策を総合的に推進している。

具体的には、市町等による海洋ごみの改修・処理対策を支援するとともに、日韓8県市道による一斉清掃の実施や、離島での海岸清掃エコツアーの開催など、普及啓発・環境学習を通じた発生抑制対策にも積極的に取り組んでいる。

また、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃をはじめとする海岸の清掃活動を県民運動として展開しており、平成27年度の海岸清掃活動の参加人数は26,276人、ごみ回収量は114tである。

なお、平成26年度の河川・海岸清掃活動の参加人数は、136,148人である。



オ 美しい里山・海づくりの推進

「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」に基づき、環境美化施策を総合的に推進するため、「美しい里山・海づくりに関する基本方針（平成23年9月策定）」に基づき、取組を行っている。

(ア) 連携・協働した環境美化活動の促進

「環境やまぐち推進会議」を環境美化活動の推進母体として位置づけている。

(イ) 県民一斉環境美化活動促進期間の設定

平成28年6月を「県民一斉環境美化活動促進期間」に設定し、県下全域での活動推進を呼びかけている。

(ウ) 実践活動の展開

日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃等を実施するなど、市町や関係団体等と連携した実践活動を展開している。

(エ) やまぐち環境美化情報ネットワークの構築

環境美化活動に関する情報をメールやホームページで入手できるネットワークシステムを構築し、県民の参加促進に取り組んでいる。

(URL : <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/clean/sys/>)

(2) 産業廃棄物の適正処理

ア 適正処理の計画的推進

「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）」において

- ダイオキシン類対策の推進
- PCB廃棄物処理の推進
- 排出事業者に対する適正処理の推進
- 処理施設等に対する監視指導の強化等

- 廃棄物の排出・処理状況の把握
 - 広域移動に対する適正処理の確保
- を施策の体系に位置づけ、産業廃棄物の適正処理の推進を図っている。

イ 排出事業者、産業廃棄物処理業者の指導

産業廃棄物の処理については、大規模な不適正事案が発生等する都度、廃棄物処理法等の規制強化が図られているが、依然として不適正事案は減少していない。

適正処理を推進するため、排出事業者、産業廃棄物処理業者等に対する監視、指導等を重点的に実施している。

また、「山口県循環型社会形成推進条例」により、産業廃棄物の保管の届出など、適正処理のための県独自の規制も実施している。

さらに、不適正処理の未然防止と適正処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理に関わる排出事業者、産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理に関するコンプライアンスの確保・強化を図る講習会のほか、本年度からフォーラム等を実施している。

表2-6 平成27年度排出事業場等の監視指導状況

区分	排出事業場	収集運搬業	中間処理施設 最終処分場	合計
対象事業者数	-	3,628	246	-
立入件数	1,198	433	599	2,230

(ア) 優良事業者の育成

県の主催及び（一社）山口県産業廃棄物協会への業務委託により、排出事業者や処理業者を対象に講習会を開催し、電子マニフェストや廃棄物の適正処理等の啓発、周知徹底を行い、優良事業者育成を図っている。（平成27年度講習会参加者 659人）

また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすくする環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を推進するため「優良産廃処理業者認定制度」の普及に努めている。

さらに、平成28年度から優良産廃処理業者が取り組む人材の確保・育成や、就業環境の整備に要する費用の一部を助成し、応援する制度を創設している。

(イ) 建設廃棄物の適正処理に関する指導

建設廃棄物の適正処理を図るため、「建設廃棄物処理指針」（環境省）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）により、排出量の抑制、再生利用の具体的な実施方法、マニフェストシステムの実施等について関係事業者への指導を行っている。

特に、平成14年5月30日から「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が施行され、事前届出に対する助言、現地パトロールなどによる分別解体等及び再資源化等の適正な実施を行うよう、より一層の指導に努めている。

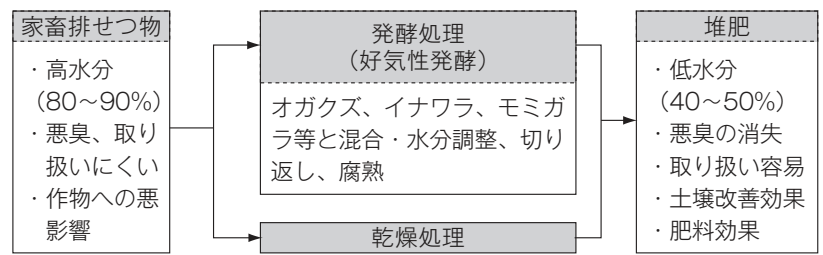
今後も、資源の有効利用と資源循環型社会の構築の観点から、「排出の抑制」「再使用」「再生利用（熱回収を含む）」「適正処理」の徹底と推進に努めていくこととしている。

(ウ) 家畜排せつ物の堆肥化とリサイクル

家畜排せつ物は、生糞のままでは特有の臭気、色、粘性があり、取り扱いに難がある。また、そのまま農地に施用することは、作物に悪影響を与える恐れがあるため、発酵処理または乾燥処理が必要である。

家畜排せつ物の良質堆肥化は、循環型農業を推進する上で重要な要素であり、化学肥料や農薬の使用を低減した安全で高品質な農産物の安定生産及び環境への負荷低減を図ることができる。

図2-7 家畜排せつ物の堆肥化



(エ) 農業用使用済プラスチックの適正処理

県では、農業用使用済プラスチックの適正処理を促進するため関係機関、関係団体、フィルム販売業者等で構成する「山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会」を平成元年に設立している。

以降、この協議会を中心として、地域における回収体制を整備するとともに、適正処理啓発用ポスター等の作成・配布、ホームページの開設、市町・農協等の担当者研修会の開催、農協等による地域協議会の活動支援等を行っている。

平成27年度の農業用使用済プラスチックの総排出量は223 t、再生処理量は68 tであり、再生処理率は31%である。

ウ 不法投棄等不適正処理対策

(ア) 監視指導体制等

a 産業廃棄物監視パトロール

岩国、周南、山口、宇部の各健康福祉センターに、「山口県産業廃棄物監視パトロール班」(各班警察官OB1名配置)を設置し、広域的な監視指導を行い、不法投棄等不適正処理の早期発見、未然防止等を行っている。

b 夜間不法投棄パトロール

不法投棄等の早期発見、早期対応や未然防止を図るため、警備会社に委託し、平日の夜間や土日、休日(延べ540日)における監視パトロールを実施している。

c スカイパトロール

山口県消防防災ヘリコプターにより、上空から、山間部等における不適正処理の監視や産業廃棄物最終処分場等の処理施設の実態把握等を年3回実施している。

d 不適正処理対策監視カメラの設置

不適正処理情報のある場所を24時間定点監視するため、不適正処理対策監視カメラを「山口県産業廃棄物監視パトロール班」に配備している。

e 山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議の開催

全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るため、政令市(下関市)と連携し、合同会議を年2回開催している。

f 市町職員の県職員への併任

市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査の権限を付与し、併任された市町職員が不法投棄等を発見した場合に、現場確認や保全等の初期対応を可能にするなど市町と協働した監視体制を図っている。(平成28年度:17市町(138名))

g 山口県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会

海上保安部、警察本部、下関市等からなる協議会を設置し、関係機関と緊密に連携、情報交換等を図ることにより、一層の産業廃棄物の不適正処理防止対策に努めている。

h 不法投棄等連絡協議会

各健康福祉センターに、住民、市町、業界団体、警察等からなる協議会を設置し、不法投棄など不適正処理に関する情報交換を行うとともに地域に即した対策、啓発等の取組を実施している。

(イ) 不適正処理情報収集体制

a 不法投棄ホットライン

フリーダイヤル（0120-538-710）によるホットラインを設置し、廃棄物・リサイクル対策課、各健康福祉センター及び下関市が土日を含め24時間体制で、不適正処理に関する情報を受付けている。なお、平成27年度から携帯電話での受付も開始している。また、Eメール（fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp）による受付も行っている。

b 不法投棄等監視連絡員

各健康福祉センターが不法投棄等監視連絡員（県内82名）を委嘱し、不適正処理に関する通報を受けるとともに、不法投棄等連絡協議会において情報交換を行っている。

c 郵便局との協力協定

県内郵便局と県とが協力協定を締結し、不適正処理の早期発見・対応を図っている。

(ウ) 産業廃棄物適正処理推進対策

毎年6月を「不法投棄防止対策強化月間」とし、市町、警察署等、関係機関との合同パトロールや産業廃棄物排出事業者及び処理業者の重点的な監視を実施し、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理防止及び啓発活動に努めている。

9月から10月を「産業廃棄物適正処理推進期間」とし、期間中に最終処分場の一斉監視や野外焼却等の集中監視を実施し、適正処理について強力な指導を行っている。

エ 産業廃棄物処理業者情報検索システム等の運用

産業廃棄物処理業者に関する許可情報を排出事業者等に「県庁ホームページ」で常時提供するシステムを運用している。

また、平成21年度から山口県循環型社会形成推進条例の県外産業廃棄物に関する届出等をホームページを通じて迅速に行うことができるように、「山口県産業廃棄物管理システム」による電子申請サービスを運用している。

さらに、システム改良として、平成23年度に産業廃棄物処理に係る監視指導情報を有効活用するデータベースの整備等を行い、平成27年度には、それまで山口県知事許可の産業廃棄物処理業者検索しかできなかったものを、下関市長許可の産業廃棄物処理業者検索を可能とし、県民の利便性の向上を図っている。

オ 産業廃棄物処理に係る調査

産業廃棄物排出事業場、処理施設等における産業廃棄物の適正処理を確保するため、毎年、産業廃棄物等の分析検査を行っている。

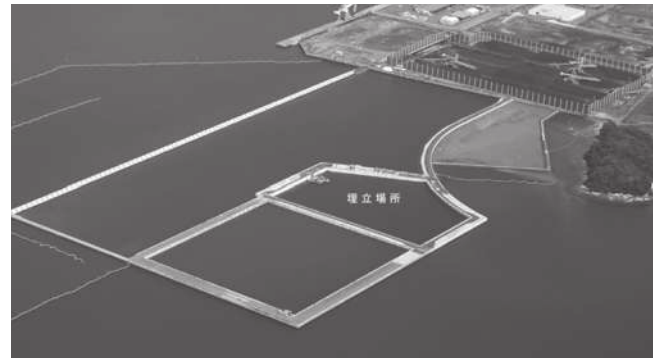
表2-7 産業廃棄物等に係る分析検査状況

調査名	対象施設等		結果
産業廃棄物中間処理施設等に係る検査	汚泥処理物等（5排出事業場等）		1施設で土壤環境基準を超えた汚泥処理物が確認された。
産業廃棄物最終処分場等に係る検査	浸透水や排出水等（85施設）		すべて維持管理基準以下
産業廃棄物処理施設周辺等の環境調査	中間処理施設及び最終処分場の周辺河川		すべて環境基準以下
ダイオキシン類削減対策事業（発生源監視等）	産業廃棄物焼却施設（6施設）	排出ガス（6施設）	0.00000024ng-TEQ/m ³ N~0.019ng-TEQ/m ³ N※
		ばいじん（4施設）	0.000047ng-TEQ/g~2.3g-TEQ/g
		焼却灰（3施設）	検出下限値未満~0.26ng-TEQ/g

※すべて排出ガス基準以下

(3) 産業廃棄物の広域処理対策

公共関与による広域最終処分場の確保については、「事業者処理責任の原則」の下で、県、市町、関係団体、民間事業者等官民共同により整備を促進することとし、平成26年4月に供用開始した新南陽広域最終処分場と東見初広域最終処分場（平成20年11月供用開始）の2か所の広域最終処分場での県内全域からの受入れによる適正処理体制の確保に努めている。



徳山下松港新南陽広域最終処分場

また、将来にわたり、県内での適正処理が確保されるよう、産業廃棄物の排出・処理状況等を踏まえ、将来的な最終処分場確保の必要性等を十分に検討し、公共関与による後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めることとしている。

7. 産業廃棄物税の活用

県では、平成16年4月から産業廃棄物税を導入し、その税収を活用して、産業廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルの促進を図り、循環型社会の構築に向けた取組を進めている。

表2-8 産業廃棄物税の税収額の推移と活用状況

（単位：百万円）

年 度		H16~20	H21~25	H26~28	H26	H27	H28 (予算)	H16~28
税 収 額		1,245	1,114	677	230	235	212	3,035
使 途 （ ※ ）	環境インフラ整備の支援 ・東見初処分場：H20.11供用開始 ・新南陽処分場：H26.4供用開始	451	206					657
	産業活動の支援 ・リサイクル施設整備補助：27件 ・処理能力の向上：142千トン/年	256	274	327	131	42	154	857
	適正処理の推進 ・夜間・休日パトロール：約510回/年 ・不法投棄ホットライン通報：約95件/年	36	289	266	84	79	102	591
	普及啓発 ・認定リサイクル製品数：155→303	6	4	2	1	1	1	12
計		749	773	595	216	122	257	2,117

※「使途」欄の事業実績数値は、H16~27年度（「適正処理の推進」はH21~27年度）

8. 循環型社会を担う人づくり・地域づくり

県は、廃棄物の3Rや適正処理の必要性等に関して県民の理解と協力を得て、自主的取組が促進されるよう、学校や地域社会で環境教育・環境学習を推進し、廃棄物に関する情報の提供に努めている。

また、県民、事業者、関係団体、行政等と連携・協働し、循環型社会の形成に係る環境教育・環境学習、普及啓発や実践活動等を地域で展開することとしている。

さらに、里山における森林ボランティア団体等の森林整備活動や森林環境教育・体験交流活動を支援することにより、都市住民と地域住民との交流・連携を促進するとともに、県民参加の里山保全活動を推進している。

9. 災害廃棄物の適正処理体制の確保

東日本大震災等の大規模災害を踏まえ、国では、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月策定）」に基づき、各自治体に災害廃棄物処理計画の策定を求めている。

また、平成27年7月には、廃棄物処理法及び災害対策基本法を改正し、平時から発災時までの切れ目ない災害廃棄物処理の仕組みを整備している。

こうした動きを受け、県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に伴う災害廃棄物を迅速・適切に処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町に対し計画作成を促し、広域的な処理体制の整備を図ることとしている。

